

くまもと海洋プラスチックごみ『ゼロ』推進会議設置要項（案）

（目的）

第1条 海洋プラスチックごみが増加し、生態系を含む海洋の環境悪化、船舶の航行への障害や漁業への影響等が大きな問題となっていることから、次世代に課題を残さない持続可能な「回収」、「排出抑制」、「再利用」のシステム構築に向けて広く意見を求め、熊本県が実施する廃プラスチック類に関する施策の基本的方向について検討するため、くまもと海洋プラスチックごみ『ゼロ』推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 会議は、海洋プラスチックごみをはじめとした廃プラスチックへの対策に関連した次に掲げる事項について協議し、施策の基本的方向性について検討する。

- （1）現状及び課題に関すること
- （2）海域及び陸域での回収強化に関すること
- （3）河川及び海洋への排出防止に関すること
- （4）県内リサイクル率の向上及びリサイクル体制の構築に関すること
- （5）その他会議の目的を達成するために必要な事項

（委員等）

第3条 会議は、廃プラスチック類の発生・回収・処理等に関する専門家、関係事業者、関係行政機関等として、環境生活部長が委嘱する14人以内の委員及びオブザーバー（以下「委員等」という。）をもって構成する。

2 委員等の任期は令和元年（2019年）12月1日から令和2年（2020年）3月31日までとする。

ただし、必要に応じ、本人等の意向を踏まえて延長することができる。

3 委員等が欠けた場合は、補欠の委員等を選任することができる。ただし、この場合における補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第4条 会議に会長を置き、会長は委員の互選によってこれを選任する。

2 会長は、会務を総務する。

3 会長に事故あるときは、会長が指定した委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

3 会議の出席については、廃プラスチック類の発生・回収・処理等に関する専門家及び研究機関からの委員等を除き、代理者の出席も可とする。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、循環社会推進課に置く。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、会議の運営等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和元年（2019年）12月 日から施行する。